

島根県報

第一、四〇二一號

(金曜日)

告 示

島根県告示第八百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第一百六十条第一項の規定により、平田市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百十五号	新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
平田市小津町字森石三三〇番六地先から同市十六島町字森石一三八三番六地先に至る公有水面埋立地	六六六・五七平方メートル	小津町字森石	

(ただし、右地番は、平成十三年二月二十八日現在のものである。)

告 示
目 次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更

救急病院の指定

救急病院の協力申出の撤回

介護保険法の指定に基づく指定居宅サービス事業者の指定

林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除

保安林予定森林(九件)

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定に基づく意見の概要

道路の区域の変更

道路の供用開始

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正

島根県告示第八百十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院に該当すると認めたので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町一九一七一二	平成十四年八月二十八日から 平成十七日八月二十七日まで

公 告

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定

(経営支援課)一九

島根県告示第八百六十六号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定する救急病院に係る協力申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

名 称	所 在 地	撤回年月日
日原共存病院	鹿足郡日原町大字枕瀬二二八一 一八	平成十四年九月三十日

島根県告示第八百六十七号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年九月十三日

島根県告示第八百六十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松江市				
医療法人社団 水澄み会	居宅療養 痴呆対応 型共同生 活介護	松江市立病院 グループホームみ ずすみ	松江市灘町一〇 那賀郡三隅町河内四六九番地一	平成十四年九月 平成十四年九月 四日

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 採 取 源 の 别	樹 种	所 在 场 所	本 (本) 数	面 (ha) 積	所有者等の住所及び氏名又は名称
四五—六七	四六・七・一三	普通母樹林	普通母樹林	大田市富山町神原八六〇一 一	一七一	一・九〇	出雲市渡橋町三五三一一一〇一 品川直輝
四五—六六	四六・七・一三	普通母樹林	普通母樹林	大田市富山町神原八六〇一 一	一七一	一・九〇	出雲市渡橋町三五三一一一〇一 品川直輝
四五—六九	四六・七・一三	普通母樹林	普通母樹林	大田市富山町神原八六〇一 一	一七一	一・九〇	出雲市渡橋町三五三一一一〇一 品川直輝
四五—六九	四六・七・一三	普通母樹林	普通母樹林	大田市富山町神原八六〇一 一	一七一	一・九〇	出雲市渡橋町三五三一一一〇一 品川直輝
二一四	邑智郡川本町川本三一一一	邑智郡川本町川本三一一一	邑智郡川本町川本三一一一	邑智郡川本町川本三一一一	七七四	○・八六	会下忠治郎 邑智郡川本町川本一一三一一一
一〇	一〇	○・一〇	○・一〇	邑智郡川本町川本一一三一一一	一七一	一・九〇	会下忠治郎 邑智郡川本町川本一一三一一一
○・一〇	一〇	○・一〇	○・一〇	邑智郡川本町川本一一三一一一	一七一	一・九〇	会下忠治郎 邑智郡川本町川本一一三一一一
すぎ	あかまつ	ひのき	すぎ	大田市富山町神原八六〇一 一	一七一	一・九〇	会下忠治郎 邑智郡川本町川本一一三一一一

島根県知事 澄田信義

四五—六九	四六・七・一三	ひのき	ひのき	二一四	邑智郡川本町川本三一一
四五—七一	四六・七・一三	すぎ	すぎ	一ホカ一	邑智郡邑智町熊美三五九一
四五—七二	四六・七・一三	邑智郡大和村都賀西八六	邑智郡大和村都賀西二九九	六二	中源慶秋
四五—七三	四六・七・一三	普通母樹林	普通母樹林	五〇〇	吉迫淳子
四五—七四	四六・七・一三	普通母樹林	普通母樹林	〇・四〇	邑智郡邑智町熊美一七八
四五—七五	四六・七・一三	普通母樹林	普通母樹林	〇・四四	邑智郡羽須美村阿須那一七七八
四五—七六	四六・七・一三	ひのき	ひのき	二〇〇	高橋宗三
四五—七七	四六・七・一三	ひのき	ひのき	〇・一八	邑智郡羽須美村阿須那一七七七
四五—七八	四六・七・一三	邑智郡瑞穂町鱒淵三三七四	邑智郡瑞穂町鱒淵三三七四	三上晋之助	邑智郡羽須美村阿須那一五〇三
四五—七九	四六・七・一三	邑智郡石見町日和二五一	邑智郡石見町日和二五一	八〇	光田輝夫
四五—八〇	四六・七・一三	邑智郡石見町日和三一三	邑智郡石見町日和三一三	一、〇〇〇	邑智郡羽須美村阿須那一五〇三
四五—八一	四六・七・一三	邑智郡桜江町谷住郷二九二	邑智郡桜江町谷住郷二九二	二二五	三上晋之助
四五—八二	四六・七・一三	大田市大田町大田口一五三	大田市大田町大田口一五三	〇・一八	邑智郡羽須美村阿須那一五〇三
四五—八三	四六・七・一三	邑智郡仁摩町天河内九二九	邑智郡仁摩町天河内九二九	高橋宗三	邑智郡川本町川本一一三一一
四六—九四	四六—九一	普通母樹林	普通母樹林	一・〇〇	邑智郡川本町川本一一三一一
四七・三・三一	四七・三・三一	普通母樹林	普通母樹林	〇・一〇	邑智郡川本町川本一一三一一
普通母樹林	普通母樹林	すぎ	すぎ	〇・一〇	邑智郡川本町川本一一三一一
すぎ	ひのき	くろまつ	すぎ	会下忠治郎	邑智郡川本町川本一一三一一
邑智郡川本町三俣六九五	邇摩郡仁摩町天河内九二九	大田市大田町八一四	四	中原慶秋	邑智郡川本町川本一一三一一
二、六二〇	二、〇〇九	六、七七七	五五〇	三上晋之助	邑智郡川本町川本一一三一一
一・九五	二・八七	八・六〇	〇・五〇	高橋宗三	邑智郡川本町川本一一三一一
竹下 緑	邑智郡川本町三俣二九三	松江市西川津町八三六一四	木島美香子	邑智郡川本町三俣二九三	邑智郡川本町川本一一三一一
		大田市大田町大田	根宜千恵子		
		森岡健而	寺本幸枝		
		江津市江津町渡津三二一	邑智郡石見町日和一九八五		
			寺本悟		

四六一九五	四七・三・三一	普通母樹林	一	邑智郡川本町三原九五八一
四六一九六	四七・三・三一	普通母樹林	一、四七〇	邑智郡川本町三原六八〇
四六一九七	四七・三・三一	普通母樹林	一・五〇	坂根剛
四六一九八	四七・三・三一	普通母樹林	一・六四	宮城県名取市内那智が丘一一〇一一〇
四六一九九	四七・三・三一	普通母樹林	二・二〇	多久茂樹
四六一九九	四七・三・三一	普通母樹林	二・二〇	宮城県名取市内那智が丘一一〇一一
四六一九九	四七・三・三一	普通母樹林	五二四	多久茂樹
四六一九九	四七・三・三一	普通母樹林	七九五	上原謙二
四六一〇〇	四七・三・三一	普通母樹林	一	邑智郡邑智町酒谷四九九一
四六一〇三	四七・三・三一	普通母樹林	四五一	邑智郡邑智町酒谷四九八
四六一〇四	四七・三・三一	普通母樹林	六二	邑智郡邑智町千原一〇八一
四六一〇五	四七・三・三一	普通母樹林	七三〇	邑智郡邑智町千原一〇七六
四六一〇六	四七・三・三一	普通母樹林	六八六	邑智郡邑智町千原一〇七五
四六一〇七	四七・三・三一	普通母樹林	一・七六	邑智郡邑智町千原四四七
四六一〇八	四七・三・三一	普通母樹林	一・五〇	邑智郡邑智町千原四四八
四六一一〇九	四七・三・三一	普通母樹林	一・五〇	邑智郡邑智町千原四四九
ひのき	あかまつ	あかまつ	○・二〇	邑智郡邑智町千原四四九
ひのき	あかまつ	あかまつ	○・二〇	邑智郡邑智町千原四四九
邑智郡羽須美村阿須那二三	邑智郡羽須美村阿須那二三	邑智郡羽須美村阿須那二三	○・二五	坂根剛
一一三	三四一	邑智郡羽須美村阿須那二三	五八〇	邑智郡羽須美村阿須那二三
邑智郡羽須美村雪田一三九	邑智郡羽須美村雪田一三九	邑智郡羽須美村雪田一三九	五二	邑智郡羽須美村阿須那二三
五八〇	五二	三一三	一、二二〇	邑智郡羽須美村阿須那二三
○・六〇	○・二五	○・四八	一・八〇	邑智郡羽須美村阿須那二三
佐々木昭三	朝比奈政三	邑智郡羽須美村宇津井三七四	三上マサミ	邑智郡羽須美村宇津井三七四
邑智郡羽須美村雪田四八	邑智郡羽須美村雪田四八	本田勝明	黒川茂	邑智郡羽須美村阿須那一〇一五
邑智郡羽須美村阿須那一六	邑智郡羽須美村阿須那一六	大坂府東大阪市鷹殿町六一一	遠藤武	邑智郡羽須美村阿須那一〇一五

四六一一〇	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡羽須美村口羽一〇五	一一
四六一一一	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡羽須美村阿須那一九	七九
四六一一二	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡羽須美村木須田三五	五
四六一一三	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡羽須美村戸河内一五	○六
四六一一四	四七・三・三一	普通母樹林	すぎ	邑智郡羽須美村下口羽二八	一、三一〇
四六一一五	四七・三・三一	普通母樹林	あかまつ	邑智郡瑞穂町上亀谷一〇三	五二〇
四六一一六	四七・三・三一	普通母樹林	すぎ	邑智郡瑞穂町上亀谷一二五	一・〇八
四六一一七	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡瑞穂町上亀谷二二五	○・四〇
四六一一九	四七・三・三一	普通母樹林	すぎ	邑智郡瑞穂町上亀谷二二四	四・五三五
四六一一〇	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡瑞穂町中野三九三三	四・〇〇
四六一一一	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町中野四四五	井上昌義
四六一一二	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町中野三五一九	邑智郡瑞穂町上亀谷
四六一一三	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町井原三三〇四	洲浜作三
四六一一四	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町井原三三〇四	天川泰登
四六一一五	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町井原三三〇四	邑智郡石見町中野一一一五
四六一一六	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町井原三三〇四	服部俊治
四六一一七	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町井原一五	三上哲
四六一一八	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町井原一五	岸祐治
四六一一九	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町井原一五	東京都北区赤羽一一四二一一八一四〇二一
四六一一一〇	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町矢上二八一	安原直
四六一一一	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町矢上二八一	河野朋子
四六一一二	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町矢上二八一	酒井多助
四六一一三	四七・三・三一	普通母樹林	ひのき	邑智郡石見町矢上二八一	五島専

四六一一三五	四六一一二六	四六一一二七	四六一一二八	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	四七·三·三一	
四七一七六	四七一七五	四七一七四	四七一七三	四七一七二	四七一七一	四七一七〇	四七一六九	四七一六八	四七一六七	四七一六六	四七一六五	四七一六四	四七一六三	四七一六二	
四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	四八·五·一	
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	ひのき	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき
ホカ一 邑智郡川本町馬野原一〇三	邑智郡川本町馬野原一〇一	ホカ一 邑智郡川本町湯谷一一七〇	一 邑智郡川本町野城六一六一	一大田市三瓶町野城六一六一	一大田市三瓶町野城六一六一	七一三 邇摩郡仁摩町大国二三三〇	一大田市川合町忍原一一一 一一ホカ一	一大田市川合町池田三〇〇 九一一	一大田市三瓶町奥畑一五九三 四一四	一大田市川合町川合四八九	一、一三六 大田市川合町市山八六一	五、四〇九 邑智郡桜江町市山八六一	五三〇 邑智郡石見町井原三六九	八一三〇 邑智郡石見町井原三六九	
一、五三七	一、二〇〇	四、一〇〇	二、三五八	四、二七五	一、一二七	八四五 四二七	五一八 二八六	二八六 ○・三六	三一一 大田市三瓶町池田一四三八	三一一 大田市川合町川合三三八二	○・七二 松本吉章	五、四〇九 邑智郡川本町田窪	○・四〇 中村 靖	五三〇 邑智郡石見町井原八二八	
一・二三	○・九七	三・二三	一・八〇	四・五〇	一・一五	○・四五〇	○・六四	○・六四	大田市川合町池田三二一 稻穂梯爾	大田市川合町忍原イ一七一一 松尾為喜	大田市川合町忍原イ一七一一 重田保之	大田市川合町池田一四三八 梶谷典子	大田市川合町市山八六一 石津久明	大田市川合町市山八六一 松本吉章	大田市川合町市山八六一 中村 靖
伊藤 仁 邑智郡川本町馬野原一六	伊藤 仁 邑智郡川本町馬野原一六	伊藤 雅 邑智郡川本町馬野原一六	伊藤 雅 邑智郡川本町馬野原一六	松井正次郎 邑智郡川本町湯谷一〇〇八	大田市久手町刺鹿一〇三八 松井正次郎	大田市久手町刺鹿一〇三八 田平俊幸	大田市久手町刺鹿一〇三八 稻穂梯爾	大田市久手町刺鹿一〇三八 重田保之	大田市久手町刺鹿一〇三八 稻穂梯爾	大田市久手町刺鹿一〇三八 松井正次郎	大田市久手町刺鹿一〇三八 田平俊幸	大田市久手町刺鹿一〇三八 稻穂梯爾	大田市久手町刺鹿一〇三八 松井正次郎	大田市久手町刺鹿一〇三八 稻穂梯爾	大田市久手町刺鹿一〇三八 中村 靖

四七一九	四七一九〇	四七一八九	四七一八八	四七一八七	四七一八六	四七一八五	四七一八四	四七一八三	四七一八二	四七一八一	四七一七八〇	四七一七八	四七一七七	四八・五一	邑智郡邑智町千原八七一ホ カ一	三、四九七	邑智郡邑智町千原五 田辺克		
四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	四八・五一	邑智郡邑智町別府五一六 水本四郎・水本美登利	一・一〇	邑智郡邑智町別府三二 渡辺スエコ		
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	邑智郡大和村宮内四五八 渡邊俊民	○・九八	邑智郡邑智町別府二三 邑智郡邑智町別府五二六 水本四郎・水本美登利	
すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	あかもつ	邑智郡大和村長藤九七〇	邑智郡大和村長藤五九〇	一・一〇	一・四〇	一・一〇	一・一〇	邑智郡邑智町千原八七一ホ カ一	
一一	邑智郡瑞穂町八色石八三四	邑智郡瑞穂町八色石八三四	邑智郡瑞穂町八色石一八一	九	邑智郡羽須美村雪田一八二	邑智郡羽須美村阿須那	邑智郡羽須美村阿須那	邑智郡羽須美村阿須那三〇	七七	邑智郡羽須美村阿須那三〇	邑智郡大和村長藤九七〇	邑智郡大和村長藤五九〇	六二〇	八〇〇	六八六	四四〇	三・一五	邑智郡邑智町千原五 田辺克	
一、九〇〇	四、六二〇	五、三八〇	三八四	四八八	一八〇	五三三	二八一	五四六	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	三・一五	邑智郡邑智町千原五 田辺克	
二・四〇	四・七〇	五・九〇	〇・四〇	〇・五五	〇・三〇	〇・九一	〇・六一	〇・七八	邑智郡羽須美村阿須那一五〇三	邑智郡羽須美村阿須那一四二四	漆谷芳	漆谷芳	漆谷芳	漆谷芳	漆谷芳	漆谷芳	二・四〇	二・四〇	邑智郡邑智町千原五 田辺克
日高幾次	邑智郡瑞穂町下田所	那須野数江	邑智郡川本町川本	那須野数江	邑智郡川本町川本	柿迫千米	高宮繁樹	邑智郡羽須美村雪田一一八一	邑智郡羽須美村阿須那	岸田実美	邑智郡羽須美村雪田八三九	高橋宗三	光田輝夫	種良作	種良作	種良作	二・四〇	二・四〇	邑智郡邑智町千原五 田辺克

四八一五六	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	○一一	邑智郡川本町湯谷一一六	五、五三〇	七・〇〇	広島県三次市十日市西一一三一一八 藤間英文
四八一五七	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	一	邑智郡邑智町酒谷五一〇一	三五五	○・七八	邑智郡邑智町酒谷一〇六 景山 豊
四八一五八	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	六五五	邑智郡邑智町酒谷七三八	六五〇	一・一五	邑智郡邑智町酒谷九一 福間捷三
四八一五九	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	一、六五〇	邑智郡邑智町酒谷五八〇一	三五〇	一・〇〇	邑智郡邑智町酒谷九一 波多野将行
四八一六〇	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	二	邑智郡邑智町酒谷五八三	二〇七	一・〇〇	邑智郡邑智町酒谷九一 波多野将行
四八一六一	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	三〇七	邑智郡邑智町吾郷一七九一	一・五四	○・五〇	邑智郡邑智町酒谷九一 波多野将行
四八一六二	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	一、五三五	邑智郡羽須美村上口羽	一・四七	○・四七	邑智郡邑智町吾郷三六〇
四八一六三	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	三三三	邑智郡羽須美村上口羽	一・五四	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄	高岡孝行
四八一六四	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	二五七	邑智郡瑞穂町八色石	一・二六	○・二六	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄
四八一六五	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	一、三一五	邑智郡瑞穂町八色石	一・二六	○・二六	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄
四八一六六	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	一、〇七八	邑智郡瑞穂町八色石	一・二六	○・二六	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄
四八一六七	普通母樹林	すぎ	邑智郡瑞穂町八色石	一・一〇	邑智郡瑞穂町八色石	一・二六	○・二六	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄
四八一六八	普通母樹林	邑智郡瑞穂町八色石	一、〇七八	五・〇〇	邑智郡瑞穂町八色石	一・二六	○・二六	邑智郡羽須美村上口羽一二三 森 早雄
四八一六九	普通母樹林	邑智郡瑞穂町八色石	一・一〇	木村恒夫	邑智郡桜江町谷住郷一四五三一三	一・二六	○・二六	邑智郡神戸市垂水区小東山四一八一五 河野恵宗
四八一七〇	普通母樹林	邑智郡瑞穂町八色石	一、〇七八	木村恒夫	邑智郡桜江町谷住郷一四五三一三	一・二六	○・二六	邑智郡神戸市垂水区小東山四一八一五 河野恵宗

島根県告示第八百十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

一 保安林予定森林の所在場所

益田市土井町口二五二九から口二五三三まで、口二五六一九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

島根県知事 澄田信義

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

島根県告示第八百二十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

益田市柄山町イ二九一、イ二九一内一、イ二九九、イ二九九内一、イ三〇〇の一、イ三〇〇の二、イ三〇一の一からイ三〇一の三まで、イ三〇二の一からイ三〇二の三まで、イ三〇四の一、イ三〇四の二、イ三〇四統一、イ三〇九、イ三一一の一からイ三一一の三まで、イ三一二内一、イ三一二の三、イ三一二の二、イ三一二の四、イ三一二四、イ三一六、イ三一七、イ三一八内一、イ三一八内二、イ三一八の三、イ三三五、イ三三五の二、イ五六八の一、イ五六八内一、イ五六八の二、イ五六八内三、イ五六八内四、イ五六八の五、イ五六八内六、イ五六八の七、イ五六八の八、イ五六八の一、イ五九四、イ五九五の一からイ五九五の四まで、イ五九六、イ五九六内一、イ五九七の一からイ五九七の五まで、イ五六八の一からイ五六八の四まで、イ六〇〇、イ六〇一の一、イ六〇二の二、イ六〇二内一、イ六〇三内一、イ六〇三内二、イ六〇五、イ六〇五内一、イ六〇五内二、イ六四一、イ六四三

- 二 指定の目的
水源のかん養

- (二) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - 2 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

島根県告示第八百二十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

飯石郡赤来町大字井戸谷七七二の六、七七四の二、大原郡大東町大字刈畠字成ノ向七一六の一、字上ヶ市一六一九の一、字姉ヶ市一九〇二、大字下久野一二四四の二、仁多郡横田町大字大谷字上ノ谷一二四八から一二五〇まで、字中ノ谷上平一二五一、中ノ谷下平一二五二、一二五二内一、字下ノ谷一二六三、一二六四、字下ノ谷頭一二六五

二 指定の目的**水源のかん養**

- 1 立木の伐採の方法
- 2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

島根県告示第八百二十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡石見町大字日和三二七四の八、三三七四の二一八、大字日貫一三一八の二、三九八三の一、三九八五、三九九一の一、三九九一の二、三九九二、三九九三の一から三九九三の三まで、三九九四から三九九六まで、三九九七の三、三九九八、四〇〇〇の九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字日貫一三一八の二、三九八三の一、三九八五、三九九一の一、三九九一の二、三九九二、三九九三の一から三九九三の三まで、三九九四から三九九六まで、三九九七の三、三九九八、四〇〇〇の九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び石見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡六日市町大字上高尻七二の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡桜江町大字長谷三〇七二の一、大字谷住郷三七二三、三七二六、三七二六の一、大字田津二四七、五六九、五六九の一、五七〇、五七一の一、五七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び桜江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

島根県報

島根県告示第八百二十七号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字大呂字三京家ノ空七〇一、字三京家ノ上七〇七、字山居坂二六二

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町大字商人字家ノ背戸一五九五の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 土砂の崩壊の防備

(2) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一、二六一三、字布子谷二六一五の一から二六一五の三まで、字打尾二六一七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、字山居二六三六の一、三一九五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三京家ノ空七〇一、字山居坂二六二一、二六一三、字布子谷二六一五の一、

二六一五の三、字打尾二六一七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、

字山居三一九五

(2) 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所

出雲市所原町字大クドセ二五四四の一、二五五四の五、二五五五の一、

二五五五の二、字上河原クドン道下タ四五一の一、四五一一の九、四五一一の一〇、

乙立町字城山三三三三一、三三三三、字大谷三三三四、五二七〇の一、五二七二の一、

五二七二の三、字松原下モモクハイゴ五二六四の一、五二六四の一〇、五二六四の一

四、字風越シ五二六七、字立久恵向五二六八の一、五二六八の一〇、五二六八の一四、

五二六九の一、字長廻五二七三の三、五二七三の一、五二七三の二、五二七三の二、五二七五の一、五二七五の二、字大クドセ五二七四の一

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに出雲市役所及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があるので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッショングセンターしまむら益田店・ウォンツ益田高津店 島根県益田市高津町

イ一一二八一六一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

益田市製材木工事業協同組合 理事長 安野次雄

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町一丁目一九番四号

4 株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡慎一 広島県広島市安佐南区祇園三丁目二六番地三号

5 大規模小売店舗の新設をする日 平成十五年五月三十日

6 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、三一五・八七平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収用台数
百四十四台 店舗所在地内
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
三十台 店舗所在地内
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
二四八・九〇平方メートル 店舗所在地内
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
二九・九四立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
四カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行ふことができる時間帯
午前十時から午後八時まで

二 届出年月日 平成十四年八月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町一番地一）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

県道	国道	道路の種類
線 松江鹿島美保関	百八十四号	路線名
地先から同大字字殿浦四〇七七番七地先まで 八束郡島根町大字野波字井手ノ上四〇七七番一	邑智郡邑智町大字酒谷七〇一番二地先から同大字七〇二番二地先まで	区間
前	後 B	前 B A
四・五〇六・〇〇	三一・五〇〇 三一・〇〇	一二・五〇〇 三一・〇〇
四三・五〇	八九・〇七	六・〇〇〇 一二・〇〇
松江土木建築事務所	川本土木建築事務所	敷地の幅員
拡幅	ダブルウエイ解消	延長
"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称
	道路改良工事	備考

平成十四年島根県会議事録第四百九十九号で告示した次の大臣相談会議店舗について
小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が提出された
ので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第八百三十号
道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年九月十三日

島根県告示第八百二十九号

平定十四年島根縣志

- (四) 意見の内容

3 閉店後の駐車場における騒音の抑制に努めること。

2 意見を述べる理由

3 意見書に記載する氏名は、自署によること。

3 その他

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
線佐田小田停車場	遙堪今市線	三刀屋木次インター線		上久野大東線			安来木次線						
大字一七三〇番二地先まで 大字多伎町大字小田一八〇四番四地先から同	出雲市矢野町六八八番二地先から同市小山町五七八番一地先まで	大原郡木次町大字下熊谷一五五九番四地先から同大字一一三二番五地先まで	大原郡大東町大字篠淵一一七番一地先から同大字一一〇番一地先まで	大原郡大東町大字塩田五七七番地先から同大字一二番一地先まで	能義郡広瀬町大字石原三五七番一地先から同大字一〇番三地先まで								
前	後B	前A	後	前	後	前	後	前	後B	前A	後		
六・〇〇 二一・〇〇	一五・〇〇 三五・〇〇	九・〇〇 一二・〇〇	九・〇〇 一二・〇〇	一三・六〇 三六・〇〇	一三・六〇 三〇・〇〇	九・〇〇 一八・五〇	五・〇〇 九・〇〇	四・〇〇 一一・五〇	三・五〇 五・〇〇	九・〇〇 三八・〇〇	六・〇〇 一六・〇〇	六・〇〇 一六・〇〇	五・五〇 一三・七〇
五六五・〇〇	二九九・〇〇	三〇四・〇〇	三〇四・〇〇	八五・〇〇	八五・〇〇	九〇・〇〇	八八・〇〇	一一〇・〇〇	一二〇・〇〇	四九〇・〇〇	四九〇・〇〇	四九〇・〇〇	四三・五〇
出雲土木建築事務所							木次土木建築事務所			広瀬土木事務所			
拡幅	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	"	"	"	拡幅	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	

島根県告示第八百三十二号

島根県宮住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成十三年島根県告示第百六十九

号）の一部を次のように改正し、平成十四年九月十三日から施行する。

平成十四年九月十三日

表中

那賀郡旭町	旭丘	簡易耐火構造二階建	昭和五一	○・九〇
旭インター	木造二階建	平成一三	○・九六	に改める。

島根県中小企業制度融資要綱（昭和四十七年島根県告示第二百三十九号）第三条第六号に規定する指定事業活動制限事業者及び同条第七号に規定する指定地域を次のとおり指定了ので公告する。

平成十四年九月十三日

公 告

一 指定事業活動制限事業者

島根県知事 澄田信義

番号	名 称	住 所	指 定 年 月 日
十四一二	株式会社マイカル	大阪市中央区淡路町 二丁目二番九号	浜田サティにあっては 平成十四年六月三十日 出雲サティにあっては 平成十四年八月三十一日

番号	地 域	指 定 年 月 日
十四一三	出雲市今市町二百五十九番地一	平成十四年八月三十一日

二 指定地域

平成14年9月13日

島根県報

第1,402号(20)

平成十四年九月十三日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)